

薬生衛発0524第2号
令和3年5月24日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について

宿泊者名簿の必要事項の記載の徹底については、旅館業法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第7号）の施行に伴い、「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成17年2月9日付け健発第0209001号厚生労働省健康局長通知）」及び「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について（同日付け健衛発第0209004号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）」により旅館等の営業者が実施すべき措置の周知、指導を依頼するとともに、その後も繰り返し周知の徹底、指導をお願いしてきたところです。

今般、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えていることを踏まえ、改めて、無許可営業者の把握・指導等に努めるとともに、貴管内の関係団体及び旅館業者に対して、宿泊者名簿の管理を徹底するとともに、日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に係る宿泊者名簿への国籍及び旅券番号の記載並びに旅券の写しの保存、捜査機関に対する協力等について、「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」（平成26年12月19日付け健衛発1219第2号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）なども踏まえ、一層の周知を図るようお願いいたします。

警察庁丙備一発第12-12号

令和3年5月10日

厚生労働省大臣官房長 殿

警察庁警備局長
(公印省略)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う警備協力について
(要請)

貴台におかれましては、平素から警察運営に関して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本年7月23日から9都道府県において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）が開催される予定です。

東京大会をめぐっては、過去のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴いサイバー攻撃が発生したこと、我が国に対する国際テロの脅威が継続していること、小型無人機による妨害行為等の新たな脅威への対応も必要となること等を踏まえ、対策に万全を期する必要があります。

警察では、東京大会の安全かつ円滑な開催を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るため、国民の理解と協力を得ながら、総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性に御理解をいただき、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますよう要請いたします。

要請事項

【共通要請事項】

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 東京大会関連情報及び不審者等情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 東京大会の各競技会場、選手村をはじめとする関連施設等周辺における小型無人機等の使用自粛
- 5 業務用車両、小型無人機等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 7 サイバーセキュリティ対策の強化

【個別要請事項】

- 1 東京大会の各競技会場、選手村をはじめとする関連施設等周辺における救急医療体制の確立及び大会指定病院に対する自主警備強化の指導
- 2 N B C テロ対策に係る警察との連携強化
- 3 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対する管理強化の指導
- 4 病院、研究所等に対する毒劇物、生物剤等の管理強化の指導
- 5 研究所等における特定病原体等の管理強化の指導
- 6 旅館、ホテル及び住宅宿泊事業者等に対する宿泊者名簿及び日本国内に住所を有しない外国人宿泊者の旅券の写しの保存の徹底の指導
- 7 警察部隊に対する医療支援
- 8 ドクターヘリ事業者等に対する管理強化の要請
- 9 東京大会の運営に影響するおそれのある緊急走行時の110番通報
- 10 重要インフラ事業者等に対する自主警備体制及びサイバーセキュリティ対策の強化の指導
- 11 飲食店、ホテル等に対する警戒強化の指導

